

# 大分県報

令和三年  
第二五七号  
十一月五日

（金曜日）

## 目次

告示	一
大分県資源管理方針の一部改正	一
建築基準法による道路位置の指定	一
教育委員会告示	二
県指定史跡の管理団体の指定	二

## ○告示

### 大分県告示第六百二十五号

漁業法（昭和二十四年法律第二百六十七号）第十四条第九項の規定により、大分県資源管理方針（令和二年大分県告示第六百八十三号）の一部を次のように改正したので、同条第十項において準用する同条第六項の規定に基づき、公表する。

令和三年十一月五日

大分県知事 広 瀬 勝 貞

（別紙一―一）第二1(2)②中「末日まで」の下に「（漁獲可能量の追加配分等により当該知事管理区分の漁獲量の総量が当該知事管理漁獲可能量を超えるおそれなくなったと認めるときは、この限りではない。）」を加え、（別紙一―一）第三を次のように改める。

### 第三 漁獲可能量の知事管理区分への配分の基準

漁獲可能量の知事管理区分への配分は、本県に配分された漁獲可能量のうち、おおむね九割を平成二十九年（二〇一七年）から令和元年（二〇一九年）までの漁獲実績に応じてそれぞれの知事管理区分にあん分し、残りのおおむね一割を本県の留保枠とする。

また、管理年度の途中において、国の留保からの漁獲可能量の再配分又は大臣管理区分若しくは他の都道府県との間の漁獲可能量の融通等が実施されることに伴って本

令和三年十一月五日

県の漁獲可能量が増加した場合、あらかじめ大分海区漁業調整委員会の意見を聴いて定めた方法により当該知事管理区分へ配分することができることとする。

（別紙一―三）第二(2)②中「末日まで」の下に「（漁獲可能量の追加配分等により当該知事管理区分の漁獲量の総量が当該知事管理漁獲可能量を超えるおそれなくなったと認めるときは、この限りではない。）」を加え、（別紙一―三）第三を次のように改める。

### 第三 漁獲可能量の知事管理区分への配分の基準

本県において漁獲されるくろまぐろ（小型魚）はわずかであることから、採捕の種類別、海域別又は期間別の数量は定めないこととする。

また、管理年度の途中において、国の留保からの漁獲可能量の再配分又は大臣管理区分若しくは他の都道府県との間の漁獲可能量の融通等が実施されることに伴って本県の漁獲可能量が増加した場合、あらかじめ大分海区漁業調整委員会の意見を聴いて定めた方法により当該知事管理区分へ配分することができることとする。

（別紙一―四）第二(2)②中「末日まで」の下に「（漁獲可能量の追加配分等により当該知事管理区分の漁獲量の総量が当該知事管理漁獲可能量を超えるおそれなくなったと認めるときは、この限りではない。）」を加え、（別紙一―四）第三を次のように改める。

### 第三 漁獲可能量の知事管理区分への配分の基準

本県において漁獲されるくろまぐろ（大型魚）はわずかであることから、採捕の種類別、海域別又は期間別の数量は定めないこととする。

また、管理年度の途中において、国の留保からの漁獲可能量の再配分又は大臣管理区分若しくは他の都道府県との間の漁獲可能量の融通等が実施されることに伴って本県の漁獲可能量が増加した場合、あらかじめ大分海区漁業調整委員会の意見を聴いて定めた方法により当該知事管理区分へ配分することができることとする。

### 大分県告示第六百二十六号

建築基準法（昭和二十五年法律第二百一号）第四十二条第一項第五号の規定により、次のように道路の位置を指定した。

令和三年十一月五日

大分県知事 広 瀬 勝 貞

指定番号	指定位置	指定年月日	道路の幅員	道路の延長
	由布市湯布院町川上字蔵園 三六七三番三、三六七七番 三、三六七七番四、三六七			

大分県報（告示）

令和三年十一月五日

大分県報（告示・教育委告示）

二

大土第一 三号	七番六、三六七七番七、三 六七八番六及び三六七九番 四並びに三六七七番二及び 三六七七番五の各一部並び に三六七七番二、三六七七 番三及び三六七九番四の各 地先里道並びに三六七七番 五の地先水路	令三・一〇・八	メートル 六・五〇 （四・〇〇）	メートル 七〇・四二
------------	--	---------	------------------------	---------------

### ○教育委員会告示

#### 大分県教育委員会告示第六号

大分県文化財保護条例（昭和三十年大分県条例第十二号）第四十条において準用する同条例第七条第一項の規定により、大分県指定史跡相原廃寺跡 付塔心礎（平成二十五年大分県教育委員会告示第四号）の管理団体として、中津市を指定する。

令和三年十一月五日

大分県教育委員会